

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和6年12月26日(木) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時00分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

5 議事日程

第1	諸報告	
第2	会議録署名委員の指名	
第3	会期の決定	
第4	議案第54号	農地法第3条の規定による申請の許可について
第5	議案第55号	農地法第5条の規定による申請の承認について
第6	議案第56号	農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
第7	議案第57号	農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第8	その他	(行事予定等)

6 会議録署名委員 4番 井尻 恵雄 5番 戸高 一志

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	新倉 好雄	局長補佐	今井 孝洋	係長	緒方 恵美
		主査	別宮 愛		

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、12月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長 それでは、12月の諸報告をさせていただきます。 4日、農業者年金加入推進会議及び町農業者年金受給者協議会役員会が開催されました。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 16日、宮崎県農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。 19日、農地転用等審査会、第4小委員会を開催しました。 本日、12月定例総会であります。 総会終了後、農地利用状況調査説明会を行います。 また、そのあと認定農業者審査会及び、未来を担う農業後継者サポート補助金審査会が行われます。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	17番	議長、17番 12月10日、午前9時より役場第3会議室で、9番委員と農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 ＜農家相談 報告＞
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 4番 井尻 恵雄(いじり やすお)委員 5番 戸高 一志(とだか かずし)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り としたいと思っておりますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第54号 3条許可	議長	【日程第4】 議案第54号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長 議案第54号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号
1号 補足説明	10番	議長、10番 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、高森信号の交差点から公民館に入る所の、以前イチゴのハウスが建っていた所です。場所的には好条件なので売買単価が安いかなと思ったのですが、ハウスの資材等が残っているようで、その撤去費用を考えると妥当な金額かと思われまます。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	6番	議長、6番 妥当な金額とは幾らでしょうか。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
	10番	議長、10番 1反当たり50万です。先程も申しましたが、場所的に好条件で1反当たり60万でも買い手がつきそうですが、ハウスの資材等の撤去費用がかさむのでこの金額になりました。
	議長	他に御意見、御質問は、ございませんか。 無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第55号 5条承認	議長	【日程第5】 議案第55号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長 議案第55号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	2番	議長、2番 本来は、9番委員が委員長ですが都合により欠席でしたので私が代わりに報告いたします。 12月19日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。調査の結果1号、2号については始末書条件で許可相当、3号については許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長	1号
1号 補足説明	3番	議長、3番 1号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。渡人は受人法人の息子さんで、使用貸借契約を結ぶものです。場所は、施設の北側になります。今までは施設の入口に駐車していたのですが、手狭になったので、今回貸借農地に駐車場等を整備するものです。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請地の農地の区分は、集团的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いたします。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>1号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>次に、 2号</p>
2号 補足説明	2番	<p>議長、2番 2号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。受人と渡人は親子になります。場所は、南中須住宅に行く道を東原の方に上がり、東原公民館の東側になります。農業用施設という事で問題はありませんが、牛舎や畜産の施設が無断転用でしたので、始末書条件での許可になります。</p> <p>申請地の農地の区分は、集团的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、農業用施設に供する場合であるため、不許可の例外であるため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いたします。</p>
	議長	<p>2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、許可することといたします。
	議長	次に、3号
3号 補足説明	18番	<p>議長、18番 3号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、農大前の信号を西に向かい郵便局前の農地になります。 申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、第1種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる場合であるため立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第56号 集積(所有権)	議長	【日程第6】 議案第56号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長 議案第56号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す る法律(令和4年5月27日法律第56号)改正附則第5条第1 項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求め るものでございます。 本案件の申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定 された集積計画の御決定をいただきますよう、よろしくお願 い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	1号
1号 補足説明	16番	議長、16番 1号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、甘付神社から海に向か い、坂を下りる所に右に入る道があるのですがその左手にな ります。渡人は町外在住で、週に1回程度通い、営農してい たのですが、今後は難しいという事で買い手を探していま した。今回、農地が隣接している受人が購入することになりま した。今後は、牧草を植えるという事でした。 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5 条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3 項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろ しくお願いいいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、決定することといたします。
	議長	次に、 2号
2号 補足説明	7番	議長、 7番 2号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。渡人は、受人の本家から農地を相続していましたが、以前から農地は本家に譲りたいという意向でしたので、本家で営農している受人に贈与するものです。 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしく願います。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、決定することといたします。
	議長	次に、 3号
3号 補足説明	5番	議長、 5番 3号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、十文字の元派出所前の道路を東に500m程進むと、現在養鶏場を建設している場所があります。そこを過ぎた所の道路の両脇になります。 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、決定することといたします。
	議長	ここで、議長を交代します。 < 2番委員に議長交代 > < 1番 委員退室 >
	議長(代)	次に、 4号
4号 補足説明	14番	議長、14番 4号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、川南病院の前の太陽光発電施設の道沿いになります。 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。
	議長(代)	4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長(代)	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長(代)	全員賛成と認めます。
	議長(代)	4号 については、決定することといたします。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長(代)	ここで、1番委員の入室を許可します。 ＜ 1番委員、入室 ＞
	議長(代)	ここで、議長を交代します。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第57号 促進(中間)	議長	【日程第7】 議案第57号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長 議案第57号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、19件でございます。 内訳は、耕作者変更が1号の1件、更新が2号から13号までの12件、新規が14号から19号までの6件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
1号	議長	1号の耕作者変更案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号については、承認することといたします。
2号から13号	議長	次に、 2号から13号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号から13号 については、承認することといたします。
新規案件	議長	引き続き、14号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	14号、15号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
14号、15号 補足説明	1番	議長、 1番 14号、15号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。親子間での使用貸借の設定になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	14号、15号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	14号、15号 については、承認することといたします。
	議長	16号、17号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
16号、17号 補足説明	5番	議長、 5番 16号、17号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、桐谷物産の東側の道路を南に向かい、坂を上がると大きな牛舎がありその角になります。現地はさつまいもを収穫した後でした。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	16号、17号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	16号、17号 については、承認することといたします。
	議長	18号、19号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
18号、19号 補足説明	5番	<p>議長、 5番 18号、19号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、前の議案の3号で説明した場所から北に500m進んだ場所です。今までは、芝生業者に貸していたのですが、農地を返却されたということで、貸主を探しておりましたが、今回使用貸借で借り手が見つかった案件になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	18号、19号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	6番	議長、 6番 使用貸借となっておりますが賃料が発生しないという理解でよろしいでしょうか。
	事務局	議長、 事務局 芝生を植えた後で地力がないという事で、2年間は無償でその後は賃貸借で再契約を行うとのことでした。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
	6番	議長、6番 私も芝生の後の土地を貸借したのですが、同じく地力がな いという事で3年間は無償で契約させて頂いた経緯がありま す。最近芝生業者の返地が多く、借り手を探すときに敬遠さ れると思うのですが、このような事例を共通の理解として認識 しておいた方が良いのではないかと思います。
	5番	議長、5番 補足しますと、瘦せており形が三角の土地を借り手の方が快 く引き受けてくれた案件になります。
	議長	他に御意見、御質問は、ございませんか。 無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	18号、19号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第8】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 貸し手の都合が1件、離農のためが2件、耕作者の変更が1 件の計4件です。以上、報告します。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
農用地利用集積等促進計画	事務局	議長、事務局。 「農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の変更申出」 について報告いたします。 賃貸借の賃料の変更申出書が1件ありました。以上、報告 します。
	議長	「農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の変更申出」 について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「1月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「1月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、 令和6年12月の定例総会を閉会いたします。御苦労様でし た。